

工事費内訳書記載上の注意事項

以下のいずれかに該当した場合は無効となりますので、提出前に必ず確認してください。

- 1 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- 2 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- 3 端数調整を行っているもの
- 4 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの
(建築関連工事を除く。)
- 5 値引き表示のあるもの
- 6 タテヨコ計算に違算があるもの
- 7 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないもの
を含む。)のもの(建築関連工事を除く。)

記載上の注意事項

県が示した工事数量総括表(または見積参考資料)と記載内容が一致していますか?

県が示した工事数量総括表等と比較することで誤りを防ぐことができます。

- 県が示した工事数量総括表等の項目が抜け落ちていませんか。
- (補足)・工事数量総括表で「1式」となっている項目は、その配下に見積参考資料に記載されている内訳を記載しても無効とはなりません。ただし、工事数量総括表に記載のある「1式」は契約数量なので、省略すると無効となります。《例③》
・値引きの項目は認めません。《例⑤》
- 県が示した工事数量総括表等の数量や単位について、転記の誤りがありませんか。《例④》
(補足)・県が「1式」としていない項目を「1式」とした場合は無効となります。《例②》
・単価や金額の記載漏れはありませんか。《例⑦》

掛け算(数量×単価)、足し算(各項目の合計)は正しいですか?

電卓等で検算することで、誤りを防ぐことができます。

- 各項目の数量×単価が正しいですか。(ヨコ計算)《例⑥》
- 各項目の合計は正しいですか。(タテ計算)《例の備考欄》

基本的な情報は正しく記載していますか?

以下の内容についても確認してください。

- 工事費内訳書の税抜き合計額は入札額と一致していますか。
- 「工事名」「業者名」を正確に記載していますか。《例①》

正しく記載し、提出するために

- 工事費内訳書を作成する際に、工事数量総括表(Excelファイル)を利用することで、「費目・工種・施工名称など」「数量」「単位」の欄は、工事数量総括表と同一の記載となり、誤りを防げます。
- 提出するファイルの名称に工事名(及び業者名)をつけてください。

- 1) 工事費内訳書は発注する全ての工事で提出が必要です。
- 2) 工事費内訳書の審査は、原則、落札候補者のみ行います。このため、これまで提出された工事費内訳書が正しいとは限りません。